

(第三面)

役員名簿

[記入注意]

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	役名	生年月日
男・		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
個人登録事務所は、第三面の提出は不要です。		
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日

(備考)

別紙 有
無

添付書類（ロ）

略 歴 書

登録申請者
管理建築士

[記入注意]

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

※個人印

氏 名	栃 乙女	印	生年月日	昭和50年1月15日	
建 築 士 の 資 格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登 録 番 号 〇〇〇〇	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	栃木県	
学 歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学 科 名	卒業・修了・中退の別		
	平成9年3月31日	〇〇大学 工学部 建築学科	卒業		
職 歴	期 間 年 月 ～ 年 月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名		
	平成24年1月 ～ 現在に至る	とちおとめ二級建築士事務所	管理建築士		
	平成15年4月 ～ 平成23年12月	株式会社〇〇〇〇	社員		
	平成9年4月 ～ 平成15年3月	〇〇建築設計事務所	所員		

添付書類（ハ）

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 28 年 12 月 15 日

登録申請者の氏名又は名称

栃 乙女

(署

名) 印

※個人印

栃木県知事
栃木県指定事務所登録機関 様
一般社団法人栃木県建築士事務所協会会長

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 6 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 7 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（4に該当する者を除く。）

[記入注意]

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 3から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。